

# 「EU競争法と欧州グリーン・ディール」

---

公正取引委員会 競争政策研究センター

亀岡 悦子

バンバール・アンド・ベリス法律事務所 弁護士

(米国NY州弁護士会会員・ベルギーブラッセル弁護士会準会員)

ekameoka@vbb.com

**VAN BAEL & BELLIS**

東京 (ウェビナー)

令和3年5月14日 (金) 16:00~17:30

# 本日のテーマ

1. 欧州グリーン・ディールとは?
2. EU競争法は、欧州グリーン・ディールにどのように貢献できるか?
3. EU競争政策と他の規制

# 1. 欧州グリーン・ディールとは

# 欧州グリーン・ディールとは？

2019年12月、欧州委は2050年までに気候中立（温室効果ガス排出が実質ゼロ）実現を目指す欧州グリーン・ディールを発表

2020年、欧州委は、欧州気候（European climate）法案を採択し、「2050年までに気候中立を達成する」政治的宣言に法的拘束力を持たせることを提案（欧州グリーン・ディールの中心となる）

# 欧州グリーン・ディールとは？

1. ウルズラ・フォン・デア・ライエン欧州委員会が打ち出した、2019年から2024年までの5年間にわたって取り組む優先課題の1つ
2. 環境を害さない経済成長が目的
3. EU気候目標の引き上げ(前欧州委員会と比較し、より意欲的)やそれに伴う関連規制の見直しなどの行動計画
4. 環境政策に止まらず、エネルギー、産業、運輸、建築、生態系・生物多様性、食品安全、農業を含む広範な政策分野を対象とし、雇用を創出しながら温室効果ガス排出量の削減を促進する、欧州経済の包括的な新経済成長戦略
5. 官民による関連投資計画(10年間で少なくとも1兆ユーロ)

# 欧州グリーン・ディールとは？

環境保護は  
EUの重要目標の1つ

## EU機能条約11条

*“Environmental protection requirements must be integrated into the definition and implementation of the Union’s policies and activities, in particular with a view to promoting sustainable development.”*

## 欧州連合基本権憲章37条

*“A high level of environmental protection and the improvement of the quality of the environment must be integrated into the policies of the Union and ensured in accordance with the principle of sustainable development.”*

## 2. 欧州グリーン・ディールに資する EU競争法の役割

# EU競争政策と欧州グリーン・ディール

- コロナ禍により引き起こされた社会・経済的ダメージを修復するため、より意欲的にグリーン・ディールの実現を促す。
- 他のEU政策と比較し、EU競争政策はグリーン・ディールの目的により多くの貢献ができる。
  - 環境保護は、EU機能条約11条の下、EU競争政策の一部になりうる。
  - 競争担当委員 Margrethe Vestager 氏によれば、グリーン・ディールの成功には、すべての欧州市民だけでなく、競争当局を含む公共機関の介入が必要。

# 競争当局のイニシアチブ

## 欧州委

2020年10月15日、どのように競争政策がグリーン・ディールを支持すべきかコンサルティングを開始。

## オランダ競争当局 (ACM)

「サステナビリティ協定 - 競争法下のチャンス-」についての指針草案を発表 (EUにおいて最も積極的)。 ACMは異なる分野における4つのサステナビリティ協定を検討中。

## ギリシャ競争当局

サステナビリティと競争法についてのディスカッション・ペーパー案を発表。

## その他

仏競争当局と仏規制当局によって発表された気候非常事態についてのワーキング・ペーパー。 独競争当局により発表された競争とサステナビリティについてのバックグラウンド・ドキュメントなど。

# EU機能条約101条

- EU機能条約101条1項は、EU市場の競争制限の目的あるいは効果を有する事業者間の協定・協調行為などを禁止。
- EU機能条約101条3項は、反競争的契約・協調行為を正当化する条件を規定。
  - 協定が、製品生産や流通販売、あるいは技術や経済成長に資する。
  - 公平に消費者へ利益が還元される。
  - 目標達成に必要な不可欠な競争制限に限られる。
  - ほとんどの当該製品について、参加事業者に競争排除の機会を与えることにならない。

# EU機能条約101条とサステナビリティ

事業者間の協力は、気候変動に貢献し、よりサステナブルなビジネス慣行を可能にする。

オランダ当局による、  
競争法で許容される  
協力の例

- ・ 各事業者がサステナビリティの目的への貢献を約束する、法的拘束力のない取り決め（複数事業者共通のCO2 排出ターゲットなど）
- ・ 環境・気候変動への配慮を促す行動規範
- ・ 製品のクオリティを向上させ、市場からサステナブルでない製品を取り除く契約（より効率的な包装材の使用を目的とする契約など）
- ・ 新たな製品や新市場の創設に必要なリソースを供する取り決め（ゼロ・エネルギー住宅を推進する共同イニシアチブなど）

# EU機能条約101条とサステナビリティ

- ところが、現行EU競争法はサステナビリティに資する協調を特別扱いしない。
- そのための不都合の例
  - グリーン・テクノロジーの開発などの障害になるリスク。
  - 流通販売制度への障害になるリスク。複数のサプライヤーが、サステナブルな方法でのみ小売業者へ供給することを合意すると、そのような方法で供給しない小売業者へのボイコットと判断される恐れ。

# EU機能101条とサステナビリティ

加盟国競争当局は、様々な方法で101条の執行においてサステナビリティを促すことができる。

101条(3) の条件を広く解釈し、環境への利益を含めて競争効果を評価  
(例えば、2000年に、欧州委は洗濯機のエネルギー効率性を向上させる協定を承認)

サステナビリティに害となるカルテルなどの反競争的協定の禁止  
(例えば、2017年2月、欧州委は、中古バッテリーのリサイクリング用の購入価格を低く設定するよう共謀したリサイクル業者4社に制裁金)

企業に以下についての指針を提示(新指針の採択、現行水平的協定についての適用免除規則・垂直的契約についての適用免除規則・指針の見直し、カンフォートレターなど)

- サステナビリティ契約に関する競争当局の執行上の優先
- 101条の禁止に該当しないと競争当局が考えるタイプの契約
- 101条(3)の条件を満たす可能性のある契約
- 一見、反競争的に思われても、競争当局が制裁金を課さないと思われるケース

# EU機能条約102条とサステナビリティ

- EU機能条約102条は支配的地位の濫用を禁止

102条は、サステナビリティの観点から  
不当な慣行を禁止することができるか？

例えば、支配的事業者が自社製品の環境への影響  
について誤った情報を広めた場合、支配的地位濫用  
行為となるか？

102条により濫用とされるリスクのある  
慣行を正当化することができるか？

例えば、サステナブルでない、汚染の危険のある製  
品の供給を阻む行為が、支配的地位の濫用になる  
か？

- これらの問題は「競争法とサステナビリティ」の議論では、明確になっていない。

# EU国家援助規制とサステナビリティ

- EU国家援助は、EU市場の経済発展により正当化されなければ原則禁止。
- 欧州委は、グリーン投資を促進するように国家援助規制を適用。
- 環境保護への援助については、既に指針 (Guidelines on State aid for environmental protection and energy 2014-2020) があるが、見直し中。

具体例としては、

- 2019年6月14日の欧州委決定: 再生可能エネルギー生産へのイタリアの援助 (SA.53347)
- 2020年7月20日の欧州委決定: 再生可能電力生産を支持するアイルランドの政策 (SA.54683)
- 国家援助規制によってさらにサステナビリティを奨励する方法が、現在、議論されている。

加盟国政府が、グリーンゴールに資するプロジェクトへの援助を促すために「グリーンボーナス」を容認。

汚染源の工場など環境を害する援助届出の不承認

環境にネガティブな影響を与える援助を制限

# EU企業結合規制とサステナビリティ

- EU企業結合規制は、企業集中が域内市場の効率的な競争を著しく害するかどうかを判断。
- 欧州委は、「サステナビリティ」を考慮に入れて審査することができる。
  - 環境サービス分野における市場閉鎖を回避し、効率的な競争を維持する。
  - 「環境にやさしい製品」の特性を製品のクオリティに資するものと考え、消費者の観点から他の製品と比較する際の一要素とみなす。
  - 企業集中による効率性の評価において、サステナビリティの効率的利益が反競争的効果を上回るかを検討することができる。
- 欧州委の企業結合規制において大きな変化は予想されていない。しかし、欧州の競争当局は「グリーン・キラークイジション」を審査対象とすることを宣言している（サステナブルな技術への投資義務を避けるために、グリーン・テクノロジーへ投資している競業企業を買収）
- Veolia / Suezは、EU企業結合規制における環境保護についての主張がどのように判断されるのかの指針を与える？
  - 欧州委は、取引がグリーン・イノベーションを促進するとのVeoliaの主張と、取引によって生じる競争上の懸念を比較衡量？

### 3. 競争法とEUグリーン・ディールに関する他の規制との関係

# EU競争政策は他の規制を補完

- 競争法は、環境法規などの規制法を代替することはできない。
- 競争法も有益なツールとなりうるが、グリーン・ディールの目的達成についてより効果的・直接的な規制は、環境法、税法、グリーン投資など。
- 環境保護の競争政策への組み入れを支持する者が多い。
- それに対しては異論もある。

効率性の評価が、よりサステナブルな生産などをカバーするのか疑問。

競争政策の目標は競争の保護、促進、発展。それとは異なる目的の規制措置は考慮から除くべき。

サステナビリティに寄与する事業者のイニシアチブに対して、競争当局は柔軟なアプローチを取るべき。



## Brussels

Glaverbel Building  
Chaussée de La Hulpe 166  
Terhulpsessesteenweg  
B-1170 Brussels  
Belgium

Phone : +32 (0)2 647 73 50  
Fax : +32 (0)2 640 64 99

## Geneva

26, Bd des Philosophes  
CH-1205 Geneva  
Switzerland

Phone : +41 (0)22 320 90 20  
Fax : +41 (0)22 320 94 20

## London

5, Chancery Lane  
London EC4A 1BL  
United Kingdom

Phone: +44 (0)20 7406 1471